

丹波市市民参加型プラットフォーム構築運用業務
公募型プロポーザル仕様書

1 目 的

デジタル技術を活用して市民と行政をつなぎ、時間や場所にとらわれることなく市政に対する意見や自由なアイデアを幅広く聴く機会を創出するとともに、インターネットを活用して市民と行政が施策や計画等をつくりあげる仕組みを構築するため、本業務を実施する。

2 履行期間

契約日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日

3 業務内容

目的の達成に向けた業務となるよう提案を行うこと。また、本仕様書に定めのないシステムのカスタマイズに関しては、委託契約時に市及び受託者双方の協議により確定するものとする。

(1) プラットフォームの構築業務

受託者は、市が求めるテーマに沿ってシステムをカスタマイズし、次のア～カに掲げる機能を有したプラットフォームを市が指示する時期にインターネット上に構築すること。

ア) プラットフォームの利用者（以下、「利用者」という。）は、自身のメールアドレスやLINE等でアカウントを登録し、そのアカウントを用いてサインインを行うとともに、作成した自身のアカウント情報を編集できる機能を有すること。

イ) 利用者は、テキスト入力や画像添付によりテーマごとに意見を投稿し、投稿した意見を編集又は削除できる機能を有すること。また、他の投稿者の意見に対し、利用者が意見を投稿できる機能を有すること。

ウ) テーマごとに、市の施策や取組などの情報を、テキストや画像等によりプラットフォーム上で提供できる機能を有すること。

エ) 対話テーマの作成及び削除機能や、利用者アカウント情報及びアイデア、意見等のエクスポート機能を有するとともに、不適切な投稿と認められた場合は、当該投稿の非表示や利用停止、登録抹消できる機能を有すること。

オ) テーマごとに意見等を分析し、統計情報や分析結果をリアルタイムにプラットフォーム上に表示する機能を有すること。

カ) 投稿者からの意見等を踏まえ、各種課題等の解決策及び政策案（以下「プロジェクト」という。）を提示する機能を有すること。

(別紙1)

(2) プラットフォームの運用支援等業務

受託者は、事業実施の助言、先行事例に基づくノウハウの共有及びプラットフォーム内並びにプラットフォームと対面との連携を行う場合のファシリテーション支援など、プラットフォームの運用支援を行うこと。

(3) プラットフォームの保守管理業務

受託者は、操作に関する問い合わせ対応及び障害発生時の復旧対応などの保守管理業務を行うこと。

(4) プラットフォームの広報支援業務

受託者は、SNS等でのターゲティング広告やアイキャッチイメージ等、プラットフォームの取組の周知啓発を目的とした広報資料を作成すること。

(5) 職員及び市民等へのプラットフォーム研修・説明業務

受託者は、職員を対象として、プラットフォームの機能及びその操作方法に関する対面研修を年1回以上開催すること。また、プラットフォームを活用した事業参加者等に対し、プラットフォームの機能及びその操作方法を習得するための説明会を開催すること。

4 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法令等に則り適切に管理すること。

(2) 受託者は、この仕様書に基づき、常に市と連絡を取り、その指示に従うこと。
また、この仕様書のほか、業務の目的を達成するために必要な事項について、市と受託者で協議することとする。

(3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 受託者は、プラットフォームの運用開始時期を市と協議のうえ決定するとともに、運用開始前にシステムを構築し、問題なく動作するか試験を実施すること。

(5) その他、本仕様書に定めのない詳細については、運用する中で市と受託者の協議により決定し、改良すること。